

岩手県手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成28年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第64号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

岩手県手数料条例の一部を改正する条例（平成28年岩手県条例第17号）表3の項の改正部分の施行期日は、平成28年11月22日とする。